

令和2年4月7日

東大和市立小・中学校の保護者の皆様へ

東大和市教育委員会

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた緊急事態宣言を想定した学校の臨時休業について【変更】

日頃より東大和市立学校の教育活動へのご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。国において新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた緊急事態宣言の発出が検討されているところです。このことを受け、東大和市立小・中学校の臨時休業を、下記のとおり変更して実施いたします。

保護者の皆様には、ご負担とご迷惑をおかけいたしますが、ご理解、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

1 学校の臨時休業の実施について

校種	対象学年	臨時休業期間
小学校	全学年	4月7日（火）～5月6日（水）
中学校	第1学年	4月8日（水）～5月6日（水）
	第2・第3学年	4月7日（火）～5月6日（水）

2 臨時休業中の登校日の設定について

臨時休業中の登校日については、設定しません。

※ 給食の提供については、実施しません。

3 臨時休業中の対応について

- 臨時休業中、お子様は、ご家庭において学習に取り組んでいただきます。学習内容や方法等については、前年度までに学習した内容について教科書等を用いて復習するなど、学校から指示いたします。
- お子様の家庭での学習を支援するデジタルコンテンツとして、文部科学省「子供の学び応援サイト」や東京都教育委員会「東京ベーシック・ドリル（電子版）」等を活用することができます。
- メールの配信や学校ホームページへの掲載により、臨時休業中の学習面や生活面の情報を、定期的に発信します。
- 臨時休業中のお子様の様子について、電話連絡等において確認させていただくことがあります。
- 教科書や教材等の引き取りに際しては、学校からの連絡に基づき、保護者（又はそれに代わる方）による引き取りをお願いします。なお、指定日時等の引き取りが難しい場合は、学校にご相談ください。

（裏面へ続く）

○ 中学校における部活動は行いません。

4 臨時休業中の感染症予防対策のお願い

- (1) 毎朝自宅で検温を行うなど、お子様の体調管理には十分ご留意ください。
- (2) 風邪の症状がみられるときは、外出等を避け、無理せず自宅での休養をお願いします。
- (3) ご家庭での手洗い・うがいの実施や咳エチケット等の徹底をお願いします。
- (4) お子様自身がコロナウイルス感染症を発症した場合、又は同居のご家族の中に発症した方がいるなどで自身が濃厚接触者となる場合は、速やかに学校までご連絡ください。

5 小学校における児童の居場所の確保について

臨時休業中の令和2年4月7日（火）から5月6日（水）までの平日のうち、どうしても自宅等で過ごすことが困難な児童に限り、3月の臨時休業中の対応と同様に、小学校における児童の居場所の確保について対応します。詳細については、学校ホームページをご覧ください。

6 学童保育・ランドセル来館について

4月7日（火）～5月6日（水）（日曜日、祝日を除く）に開所しますが、やむを得ない場合を除き、利用を控えていただくようお願いいたします。

【学童保育所】午前8時～午後7時（午後6時以降は延長保育）

【ランドセル来館事業】午前8時30分～午後5時

7 その他

今後、コロナウイルスの感染拡大などの状況の変化に伴い、上記事項の内容を変更する場合や新たにお知らせする事項が生じた場合には、学校を通じて保護者の皆様にお知らせします。

【問い合わせ先】

学校に関すること

東大和市教育委員会 学校教育部教育総務課・教育指導課

電話番号 042-563-2111 (1510・1532・1533)

学童保育・ランドセル来館に関するこ

東大和市子育て支援部青少年課

電話番号 042-563-2111 (1741)